

松戸市水洗便所改造資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、市がその工事に要する資金（以下「改造資金」という。）を貸し付けることにより、公共下水道の利用促進を図り、もって環境衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理区域 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (2) 水洗便所 法第11条の3第1項に規定する水洗便所をいう。

(貸付の対象工事)

第3条 改造資金の貸付の対象工事は、処理区域内における次の各号に定める工事とする。

- (1) くみ取り便所を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する工事
 - (2) 浄化槽を廃止し、公共下水道へ接続する工事
- 2 前項各号に規定する工事を行おうとする場合において、他の排水設備の工事を併せて行おうとするときは、当該工事を同項に規定する貸付の対象工事とみなす。
- 3 第1項及び前項に規定する工事は、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号から第3号までに規定する用途を対象とした工事に限るものとする。

(貸付を受けることのできる者)

第4条 改造資金の貸付を受けることができる者は、前条に規定する工事を行おうとする者で、次の各号に定める要件を備えているものとする。

- (1) 処理区域内に所在する建物の所有者又は前条に規定する工事について当

該建物の所有者の同意を得た占有者であること。

- (2) 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない者であること。
 - (3) 償還能力を有する者であること。
 - (4) 確実な連帯保証人がある者であること。
 - (5) 連帯保証人に対する履行の請求が、改造資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）に対しても、その効力を生じること合意する者であること。
 - (6) 債権管理のために市が保有する借受人の情報を市長が利用すること、市が保有しない借受人の情報について官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行その他の機関若しくは当該借受人の雇用主その他の関係人に対して調査をし、当該情報を利用することについて、同意する者であること。
 - (7) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等
 - ウ 貸付を受けるに当たって精神の機能の障害により必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- （貸付額等）

第5条 改造資金の貸付額及び償還期間は、次のとおりとする。

対象	単位	貸付上限額	償還期間
くみ取り便所	1棟につき	工事に要した費用（1万円未満の端数は切り捨て）と40万円のいずれか低い額	40か月以内 ただし、共同住宅にあつては、80か月以内とする

		ただし、共同住宅 にあつては、80 万円とする	
浄化槽	1棟につき	工事に要した費 用（1万円未満の 端数は切り捨て） と30万円のい ずれか低い額 ただし、共同住宅 にあつては、80 万円とする	30か月以内 ただし、共同住宅 にあつては、80 か月以内とする

（貸付の条件）

第6条 貸付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付金は、無利息とする。
 - (2) 貸付金の償還は、資金貸付の日の属する月の翌月から前条で定める期間において月賦償還の方法によるものとする。ただし、繰上償還を妨げない。また、毎月の償還金額は1万円以上とし、1万円を単位とする。
 - (3) 改造資金の貸付を受けた者が償還期限までに前条の賦払金を納入しないとき、又は第14条第2項の通知する日までに同項の規定による未償還金を納入しないときは、市長が特に認めた場合を除き、その期日の翌日から納入の日までの期間について民法に定める法定利率による遅延利息を徴収することができるものとする。ただし、遅延利息の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数の額又はその全額を切り捨てるものとする。また、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、遅延利息の額を減額し、又は免除することができる。

(連帯保証人)

第7条 連帯保証人(1人とする。)は、次の各号に該当する要件を備えていなければならない。

- (1) 本市に住所を有する者(市長が認める場合には、本市に住所を有しない者を含む。)で満18歳以上の者であること。
- (2) 独立の生計を営む者であること。
- (3) 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 松戸市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等

ウ 貸付を受けるに当たって精神の機能の障害により必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(貸付の申請等)

第8条 改造資金の貸付を受けようとする者は、水洗便所改造資金貸付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、連帯保証人と連署のうえ、市長に提出しなければならない。

- (1) 松戸市下水道条例(昭和56年松戸市条例第45号。以下「下水道条例」という。)第8条第1項に規定する松戸市下水道指定工事店(以下「指定工事店」という。)の工事見積書
- (2) 固定資産(家屋)課税台帳登録事項証明書又は自己所有の建築物であることを証明することができる書類(申請者が建築物の占有者であるときは、当該建築物の所有者のもの及び工事に関する同意書)
- (3) 申請者及び連帯保証人の納税証明書(市税について滞納の税額がないことを証明するもの)
- (4) 申請者及び連帯保証人の収入を証する書類
- (5) 連帯保証人の住民票

(6) 貸付金債権の適正な管理及び回収のための個人情報の収集及び利用に関する同意書（第2号様式）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査して貸付の適否を決定し、水洗便所改造資金貸付決定（却下）通知書（第3号様式）を当該申請者に通知するものとする。

（工事の着手及び完了）

第9条 前条の規定により改造資金の貸付決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、貸付決定通知を受けた日から3箇月以内に工事に着手し、及び工事を完成させ、その都度速やかに市長に届け出なければならない。

2 貸付決定者は、改造工事の見積書の内容に変更が生じたときは、変更後の改造工事の見積書を市長に提出しなければならない。

（貸付金額の決定）

第10条 前条の工事完成の届出があったときは、市長は、下水道条例第7条第1項の規定による排水設備等の工事完了検査を行い、合格した後、貸付金額を決定し、水洗便所改造資金貸付金額決定通知書（第4号様式）により当該貸付決定者に通知するものとする。

（交付手続）

第11条 貸付金の交付を受けようとする者は、市長が定める請求書（第5号様式）及び連帯保証人が連署した水洗便所改造資金借用証書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 貸付金の交付を受けようとする者の印鑑登録証明書

(2) 連帯保証人の印鑑登録証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 貸付金の交付を受けようとする者は、貸付金の請求及び受領を指定工事店に委任することができる。この場合において、委任状を添付しなければならない。

(貸付金償還の方法)

- 第12条 借受人は、口座振替の方法により貸付金の償還を行うものとする。
ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。また、天災その他特別の理由により償還期間の延長を受けようとする者は、水洗便所改造資金貸付金償還方法変更申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに調査のうえその可否を決定し、水洗便所改造資金貸付金償還方法変更（却下）決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。
- 3 各月の償還金の納期限は、その月の末日（末日が本市の休日に該当するときは、その直後の休日でない日）とする。

(住所等変更の届出)

- 第13条 借受人は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、直ちに水洗便所改造資金貸付金変更届出書（第9号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 借受人又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。
 - (2) 水洗便所を設置してある建築物を他人に譲渡し、又は取り壊したとき。
 - (3) 連帯保証人を変更しようとするとき。
 - (4) 連帯保証人がその資格を失ったとき。
 - (5) 借受人又は連帯保証人が仮差押え、仮処分、強制執行、破産手続開始の決定又は競売の申立てを受けたとき。

(貸付の取消等)

- 第14条 市長は、改造資金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付決定を取り消し、貸し付けた資金を返還させることができる。
- (1) 虚偽の行為により資金の貸付を受けたとき。
 - (2) 貸付期間中に当該施設を他人に譲渡し、転貸し、又は取り壊したとき。
 - (3) 貸付金の償還を継続して怠ったとき。
 - (4) 連帯保証人がその資格を失い、新たな連帯保証人がいないとき。

(5) その他市長が貸付を不相当と認めたとき。

2 前項の規定により貸付決定を取り消された者は、第6条第1項第2号の規定にかかわらず、貸付金の未償還分を市長の通知する日までに完済しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。